

平成20年10月17日

国際裁判管轄法制の整備について

1 国際裁判管轄法制の整備の必要性

現行民事訴訟法には、国内裁判管轄についての規定は存在するが、国際裁判管轄についての明文の規定は存在しない。国際裁判管轄の法制を整備する必要性は、平成8年の民事訴訟法改正の当時から認識されており、財産権関係の国際裁判管轄の規律は、その改正の際に検討対象とされたものの、当時、ヘーグ国際私法会議において、国際裁判管轄に関し、一般的かつ広範な条約を作成することが検討されていたことなどから、国内法制の整備は見送られた。ところが、同会議においては、その後の交渉の結果、管轄合意に関する小規模な条約が採択されるにとどまり、近い将来、国際裁判管轄についての多国間条約が作成される見込みは失われた。

国際的な民商事紛争の解決については、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月公表）においても、「経済活動のグローバル化や国境を越えた電子商取引の急速な拡大に伴い、国際的な民商事紛争を迅速に解決することが極めて重要となっている」との認識が示され、その後、平成15年に仲裁法が制定され、同18年に法の適用に関する通則法が制定されるなど、国内法制の整備が積極的に進められてきた。

国際裁判管轄に関する規律は、国際的な民商事紛争において、我が国の裁判所が管轄を有するかどうかを決する重要な規律であり、社会経済の国際化に伴い、その判断基準の明確化への要請はますます高くなっていることから、その法制を整備する必要性は高い。

2 国際裁判管轄法制の検討の経過

(1) 平成8年民事訴訟法改正の際の議論

ア 「民事訴訟手続に関する検討事項」(平成3年12月)

平成2年7月に法制審議会民事訴訟法部会において開始された民事訴訟法の全面的な見直しにおいて、国際裁判管轄は、検討事項として取り上げられた。すなわち、「民事訴訟手続に関する検討事項」(平成3年12月公表)は、「国際的な民事訴訟事件に対処するため、国際裁判管轄に関する規定を新たに設けるものとするとの考え方」、「国際的訴訟競合が生じている場合には、裁判所は、一定の要件の下に、係属する訴訟の手続を中止することができるものとするとの考え方」を国際民事訴訟に関する検討事項として掲げ、関係各界に対する意見照会が行われた。

これに対し、関係各界から意見が寄せられたが、上記については、圧倒的多数が賛成の意見であった。また、上記については、賛成の意見が多数であったものの、国際的訴訟競合が生じた場合の取扱いをめぐっては、学説も分かれている状況にあるので、規定を設けるのは適当ではないなどの反対意見もあった。

イ 「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」(平成5年12月)

その後、上記部会の下に設置された民事訴訟法部会小委員会において検討が進められ、国際裁判管轄に関する規定を設ける場合の方式として、国内土地管轄規定とは別個独立に国際裁判管轄に関する規定群を設ける方式、国内土地管轄規定を基本的に準用しつつ、そのまま準用することが適当でない規定について、その準用を除外し、又は準用に際して修正を加えるなどする方式、国際裁判管轄

の管轄原因等に関する具体的な規定は設けないで、国際裁判管轄の決定に関する抽象的な基準だけを定める方式などが議論された。しかし、審議のための期間に制約があることなども考慮され、平成5年12月に公表された「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」では、上記の方式を前提とした上で、「国内土地管轄規定の定める管轄原因が我が国にあるときは、我が国の裁判所で審理及び裁判をすることが適当ではないと認められる一定の場合を除き、我が国に管轄権がある旨の規定を設けるかどうかについて、なお検討する。」とされた。

同様に、国際的訴訟競合についても、「国際的訴訟競合が生じている場合には、裁判所は、一定の要件の下に、係属する訴訟の手続を中止することができるものとするかどうかについて、なお検討する。」とされるにとどまった。

ウ 法制化の見送り

その後も、国際裁判管轄の法制化についての検討は続けられたが、国際裁判管轄について具体的な準則を設けることについては、その準則の内容をめぐって、多数の論点があって見解が対立しているため、成案を得ることは困難であると考えられたこと、当時、ヘーグ国際私法会議において国際裁判管轄に関する議論が開始されており、その動向を見守る必要があるという考慮から、最終的な立法は見送られた。

また、国際的訴訟競合についても、同会議において、国際的訴訟競合に関する規定を設けることが企図されており、この条約の採択を待って国内の議論を進める方がより抜本的な解決ができると考えられたことから、最終的な立法は見送られた。

(2) ヘーグ国際私法会議での議論の経緯

ア 条約準備草案の作成

ヘーグ国際私法会議は、アメリカの提案（1992年）を受け、1996年、国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に関する包括的な多国間条約（「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約」）の作成作業に着手し、1999年10月、特別委員会において、条約準備草案（以下「1999年草案という。」）を採択した。1999年草案における国際裁判管轄に関する規定は、普通裁判籍、特別裁判籍（契約事件、不法行為等）、個別紛争類型（消費者契約事件、労働契約事件）、合意管轄、応訴管轄、訴訟競合、管轄を行使しない例外的事情など、広範囲に及ぶものであった。

イ 各国の意見の対立

1999年草案は、条約採択に向け、2000年に開催予定の外交会議において審議される予定であった。しかしながら、アメリカの強い反対により、同外交会議は延期され、その後、2001年6月に開催された外交会議においても、各国間の見解の対立は解消しなかった。アメリカを初めとする英米法系諸国と大陸法系諸国の対立点は、多岐にわたるが、例えば、契約事件及び不法行為事件の特別裁判籍に関する規律に関し、英米法系諸国は、被告の行為に着目して、法廷地とその行為との関連性から管轄を規律することを主張したのに対し、大陸法系諸国は、法廷地と請求権の関係を基本として管轄を規律することを主張し、合意に至ることができなかった。

ウ 管轄合意に関する条約の採択

各国の意見の対立により、1999年草案の審議の見通しが立たなくなったことから、ヘーグ国際私法会議は、対象範囲を管轄合意に限定することとし、最終的には、2005年6月、「管轄合意に

関する条約」が採択された。この条約は、専属的管轄合意を適用範囲とするものであり、消費者が一方当事者となっている合意や、労働契約に関する合意には適用されないため、その適用範囲は限定されたものである。現在のところ、同条約にはメキシコが加入しているのみであり、未だ発効していない。

エ 裁判管轄に関する条約が今後成立する可能性

以上のとおり、1992年のアメリカの提案を契機とする国際裁判管轄に関する条約作成に向けての作業は、当初想定されたような一般的かつ広範な条約としては結実せず、対象を限定した小規模な条約が採択されるにとどまった。近い将来に、国際裁判管轄に関する多国間条約が成立する可能性は低い。

3 国際裁判管轄に関する民事訴訟法等の規律

(1) 国内裁判管轄についての規律

現行の民事訴訟法は、同法第4条ないし第22条において、管轄に関するルールを定めている。すなわち、同法第4条は普通裁判籍、第5条は特別裁判籍、第6条及び第6条の2は知的財産権に関する訴えに関する管轄、第7条は併合請求における管轄、第11条は管轄の合意、第12条は応訴管轄、第13条は専属管轄の場合の適用除外、第16条ないし第22条は移送について規定している。これらの規定においては、例えば、日本国内に住所がない者等に対する財産権上の訴えに関する管轄（同法第5条第4号）など、国際的な要素のある民事訴訟を念頭に置いた規定と解されるものもあるが、国際裁判管轄についての明文の規定はない。

(2) 国際裁判管轄と国内裁判管轄の相違点

国際裁判管轄が問題となる事案は、裁量移送などを柔軟に活用して当事者の利益のバランスをとることができる国内事件と異なり、外国裁判所に事件を移送することができないことから、我が国裁判所の管轄が否定されると、当事者は言語、司法制度、訴訟手続が異なる他国での訴訟遂行を余儀なくされることになる。したがって、管轄についての判断が当事者に与える影響は、国内事件に比べて遥かに大きい。

また、二重起訴の禁止されている国内事件とは異なり、外国の裁判所に同一の訴訟を提起すること自体は禁じられていないと解されるため、同一の訴訟が、我が国と外国に競合的に係属している場合に、その調整をどのように行うかが問題となる。

さらに、我が国の裁判所が国際裁判管轄を有するかどうかの判断に当たっては、外国の裁判所が管轄権を有するかどうかとの点や、外国の裁判所において得られた判決が我が国で承認・執行されるかどうかとの点を考慮する必要がある。

(3) 国際裁判管轄についての判断基準

このように、国際裁判管轄の判断においては、国内裁判管轄とは異なる特徴を有するため、その判断基準が問題となるところ、最高裁判所昭和56年10月16日判決（マレーシア航空事件）は、「よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当である」とした上、この条理にかなう方法として、「わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法2条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同4条）、義務履行地（同5条）、被告の財産所在地（同8条）、不法行為地（同15条）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、（中略）被告を我が国の裁判権に服させる」べきであると判示した（（注）括弧内の

条文番号は旧民訴法当時のもの。)

さらに、最高裁判所平成9年11月11日判決は、上記マレーシア航空事件の準則を基本的に前提としながら、「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」と判示した。

以上の最高裁判決を踏まえ、現在の裁判実務においては、基本的には民事訴訟法の管轄規定に依拠しつつ、各事件における個別の事情を考慮して、「特段の事情」がある場合には我が国の裁判所の国際裁判管轄を否定するという枠組みにより、国際裁判管轄の有無が判断されている。

(4) 条約上の国際裁判管轄についての規律

その他、わが国が締結している条約には、国際裁判管轄に関する規定を含むものがある。1999年に成立した「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）第33条第1項及び第2項、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第9条などが、その例である。

4 国際裁判管轄をめぐる外国の法制

(1) 条約による規律

ヨーロッパ諸国間には、国際裁判管轄についての一般的かつ広範なルールとして、「民事及び商事事件に関する裁判管轄及び判決の執行に関するブリュッセル条約」（以下「ブリュッセル条約」という。）、

「EC・EFTAの裁判管轄及び判決の執行に関するルガノ条約」(以下「ルガノ条約」という。)及び「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則(EC)44/2001」(以下「ブリュッセルI規則」という。)がある。

ブリュッセル条約は、1968年にヨーロッパ共同体構成国間において、裁判管轄規則及び判決の承認・執行に関する手続の統一及び簡素化を目指して締結されたものである。その後、1988年には、ブリュッセル条約を模し、ヨーロッパ自由貿易連合(EFTA)構成国を取り込む形で、ルガノ条約が締結された。さらに、2000年には、ブリュッセルI規則が制定されたが、これは、ブリュッセル条約を一部改正し、規則化したものである。

これらの条約及び規則は、同一の基本原則を根拠とし、類似する内容の規定を多数含んでいる。ヨーロッパ諸国間では、適用される条約等が単一とはいえないものの、ほぼ共通のルールに基づいて国際裁判管轄が判断されている状況にある。

(注)2007年10月には新ルガノ条約が採択されているが、現時点では、未発効である。

(2) 各国国内法による規律

各国国内法としては、連邦国際私法典又は国際私法典において国際裁判管轄に関する規定を設けている国(スイス、韓国など)と、国内裁判管轄に関する規定に修正を加えつつ適用している国(ドイツなど)がある。アメリカは、各州が独立した法域を形成しているため、州際にわたる紛争に関する管轄のルールが、内外国間にわたる紛争にも適用されている。

5 国際裁判管轄研究会における検討

国際裁判管轄研究会は、民事訴訟法及び国際私法の研究者並びに実務家を構成員とし、国際裁判管轄に関する実質的な規律の内容を検討することを目的とするものである。同研究会では、平成17年11月に第1回が開催され、平成20年4月に報告書がとりまとめられた。

同研究会においては、国際的な商取引等に従事する当事者の意向を把握するため、企業に国際裁判管轄に関するアンケートを実施した。その結果、アンケートの回収率こそ高くはなかったものの、国際裁判管轄についての規定の要否については、規定を設けるべきとの意見が圧倒的多数であり、その理由として、予測可能性、法的安定性の確保を挙げるものが多数であった。また、同研究会は、海事関係、知的財産権関係、消費者契約関係、労働契約関係の紛争に関する経験や専門性を有する関係団体に対するヒアリングを行い、国際裁判管轄が問題となる事例の把握や各団体の意見の聴取に努めた。

これらのアンケート及びヒアリング結果も踏まえ、同研究会は、平成20年4月、報告書を取りまとめた。同報告書は、国内管轄でも問題となる事項に関する国際裁判管轄（普通裁判籍、特別裁判籍、合意管轄、応訴管轄、併合管轄）、特殊分野の訴訟類型（海事関係の訴え、知的財産権に関する訴え、消費者契約関係の訴え、労働関係の訴え、製造物責任関係の訴え）の国際裁判管轄、国際裁判管轄に関する一般的な規律のあり方（事案の具体的事情を考慮して管轄を排除するための規律、国際訴訟競合に関する規律、緊急管轄に関する規律）についての検討結果が記載されたものである。

6 国際裁判管轄法制の整備の方向性

(1) 立法の範囲

国際的な民事紛争においては、国際裁判管轄にとどまらず、外国国家等に対する裁判権の行使、準拠法の決定、送達及び証拠調べの司法共助、外国判決の承認・執行、国際仲裁等の裁判外手続の利用など、

様々な手続が関係するが、今回の法整備の対象とするのは、国際裁判管轄に関する規律である。

また、国際裁判管轄は、財産権法に関する事件のみならず、身分法に関する事件でも問題となるが、今回は、平成8年の民事訴訟法改正の際の検討対象とされ、国際裁判管轄研究会の検討対象でもあった財産権法についての国際裁判管轄を検討の対象とする。

(2) 今後の予定

平成22年度の通常国会に法案を提出することを目指して作業を進めることとする。

以 上